

掲示期間 平成30年4月1日～平成30年4月10日

新潟市水道局告示第9号

検針事務の委託について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道メーター、地下水メーターの検針事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、次のとおり委託したので同法施行令第26条の4第1項の規定により告示します。

平成30年4月1日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

検針事務委託区域	検針事務受託者	
	住 所	氏 名
新潟市水道局秋葉事業所 料金課所管の給水区域	新潟市中央区紫竹山 1丁目5番10号	公益財団法人 新潟水道サービス